さいたま市監査委員告示第４６号

地方自治法第２４２条第５項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を別紙のとおり告示する。

令和３年２月１９日

さいたま市監査委員　大　矢　幸　子

同　工　藤　道　弘

住民監査請求に係る監査結果

令和２年１２月１６日付け監査監第１２６４号で受け付けた職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第５項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された伊藤仕監査委員及び松下壮一監査委員については、法第１９９条の２の規定により除斥しました。

第１　請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和元年度に●●●●議員（以下「Ｘ議員」という。）に交付された政務活動費のうち５２万７，３３３円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで５２万７，３３３円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はＸ議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

１⑴　Ｘ議員は令和元年１２月２５日に「市政通信（デザイン／印刷料）」として４８万４，６３８円（按分率１００％）を、広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第１号証）

⑵　使途運用指針「５使途に関する指針　⑶広報広聴活動費」では「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されている。（第２号証）

しかし、Ｘ議員が提出した領収書には作成部数は記入されておらず、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙にも作成部数は記載されていない。

⑶　したがって、⑴で述べたＸ議員の「市政通信（デザイン／印刷料）」に関する支出は使途運用指針の違反であり、令和元年度にＸ議員が政務活動費から広報広聴活動費として支出した４８万４，６３８円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

２⑴　Ｘ議員は令和元年度上半期に、毎日新聞と読売新聞の購読料１万８，６９５円を、資料購入費として政務活動費から支出した。（第３号証）

同様に、令和元年度下半期に、読売新聞（※）の購読料２万４，０００円を、資料購入費として政務活動費から支出した。（第４号証）

⑵　使途運用指針「５使途に関する指針　⑹資料購入費」では「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも１紙は購読していると考え、１紙分は自己負担とし、２紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。③事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されている。（第５号証）

⑶　Ｘ議員が提出した新聞購読料の領収書は、全て配達先住所が自宅で購読したものである。１紙分は自己負担であり購読料を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反であり、令和元年度にＸ議員が政務活動費から資料購入費として支出した新聞購読料４万２，６９５円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

令和元年度上半期の政務活動費領収書がインターネットで公開されたのは令和元年１２月１７日であり、上記のとおり法第２４２条第１項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※　請求書上、「新聞と新聞」と表記されているが、「読売新聞」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第１号証～第５号証）は、省略

第２　請求の受理

本請求について、法第２４２条第１項及び第２項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和２年１２月２３日付けで本請求の受理を決定した。

第３　監査の実施

１　対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和元年度にＸ議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、広報広聴活動費として計上された４８万４，６３８円及び資料購入費として計上された４万２，６９５円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がＸ議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

２　対象所管

議会局総務部総務課

３　監査方法

次の方法により監査を行った。

⑴　法第２４２条第７項の規定により、令和３年１月２２日に請求人の陳述を聴取した。請求人４名が出席し、うち３名が陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

なお、令和２年１２月１６日付けで受け付け、令和２年１２月２３日付けで受理を

決定した監査監第１２２４号から１２６６号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

⑵　令和３年１月２２日に関係職員の陳述を聴取した。

「２　対象所管」から、議会局総務部参事兼総務課長及び同総務課長補佐の計２名が出席した。

なお、令和２年１２月１６日付けで受け付け、令和２年１２月２３日付けで受理を決定した監査監第１２２４号から１２６６号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

⑶　「第４　事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第４　事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

１　使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第１００条第１４項、第１５項及び第１６項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成２５年さいたま市条例第１号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成２５年さいたま市規則第６号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

⑴　交付対象（交付条例第２条）

ア　会派

２人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ　議員

月額として１４万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

⑵　交付額（交付条例第４条及び第５条）

ア　会派

月額３４万円又は月額１４万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ　交付対象議員

月額２０万円

⑶　請求方法（交付条例第８条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の７日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

⑷　運用の基本指針（使途運用指針「３　運用の基本指針」）

ア　政務活動費支出の原則

(ｱ)　政務活動が目的であること。

(ｲ)　政務活動の必要性があること。

(ｳ)　政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。

(ｴ)　適正な手続がなされていること。

(ｵ)　支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ　実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ　按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ　説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

⑸　共通事項（使途運用指針「４共通事項」）

共通事項として、次の６項目について定めている。

・「領収書等について」

・「交通費等旅費について」

・「備品の取扱いについて」

・「年度をまたぐ支払いについて」

・「長期前払費用について」
・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア　領収書等について

(ｱ)　領収書等は、交付条例施行規則第３条第２項の規定により収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存する必要がある。

(ｲ)　領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第１号）に貼付し保管する。

(ｳ)　領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第２号）及び「支出明細書」（参考様式第３号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに１件ずつ記載する。）

(ｴ)　政務活動費を計上した場合の単位としての「１件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」１枚につき領収書等を１件ずつ貼付する。

(ｵ)　領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（○○○○）」又は「会派名及び議員氏名（○○○○さいたま市議（会議員）団 ○○○○（議員氏名））」とする。

会派交付の場合には、「会派名（○○○○さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名及び議員氏名（○○○○さいたま市議（会議員）団 ○○○○（議員氏名））」とする。

(ｶ)　領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等)を明記してもらう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。

※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。

(ｷ)　レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。

(ｸ)　領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第５号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。

(ｹ)　ＡＴＭ（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼

付する。

(ｺ)　費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。

また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。

(ｻ)　ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。）

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

⑹　使途に関する指針（使途運用指針「５使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア　広報広聴活動費

内　容	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費
主　な 計上例	広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、発送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金
考え方・ 取扱い	①　広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。 ②　広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員名及び連絡先を記載する。 ③　広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。 なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で按分する必要がある。（明確に区分できない場合も按分する必要がある。） ④　広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動

	に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会派交付となっている場合は、この限りでない。 　なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。 ＊平成２４年３月２７日和歌山地裁の判決より 　和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支出することは出来ないと解される。 ⑤　広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。ただし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できない。 ⑥　政党の宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後援会の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計上できない。 ⑦　郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式１０号）を作成する。 ＊参考 　切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。 ⑧　名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。（交際費的な経費との区分が困難なため） ⑨　広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。

	⑩　広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」（参考様式第１号）の余白又は別紙に記載すること。 ⑪　一般の業者が発行したフリーペーパー等に掲載した記事が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。 ＜参考＞ 平成２９年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。

イ　資料購入費

内　容	政務活動のために必要な資料（書籍、新聞、雑誌等）の購入及び購読に要する経費
主　な 計上例	書籍等購入費、ＣＤ・ＤＶＤ等記録資料、法規類の追録等、新聞・雑誌等購読料等
考え方・ 取扱い	①　購入できる資料は調査研究に関するものに限られる。 つまり、調査研究に関係のない書籍、週刊誌、雑誌、自己啓発目的の書籍等の購入費については、計上できない。 また、同一書籍を購入する場合は、必要最小限の部数とする。 ②　自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。 ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも１紙は購読していると考え、１紙分は自己負担とし、２紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。 ③　事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。 ※スポーツ新聞等の購読料は、計上できない。 ④　領収書には、購入した資料の内容（書籍名等）を記載してもらう。 なお、領収書の代わりにレシートを添付する場合でも、内容が分かるように資料名等を「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に記載する。 また、書籍等を購入した際には、領収書と併せて「書籍等購入記録票」（参考様式第９号）を作成し保存する。

	⑤　政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最小限の部数を購入することができる。（＊参考） ＊参考　政党の発行する新聞雑誌等の購読料について 参考１（平成２５年１１月１８日福岡地裁の判決より）会派等が自らの所属する政党の政党雑誌や政党新聞を購入する場合、そこから得られる情報が政務調査活動に役立つことがあるとしても、当該政党に所属しているからこそ購入するという意味合いが強いと考えられるので、他党のものも併せて購入し、比較検討しているなどの事情がない限り、社会通念上、政党活動と同視すべき活動に当たるというべきである。 参考２（平成２６年１１月２７日奈良地裁の判決より）同紙は、法案等に関する国会の動きや、社会的課題に関する党の方針、関連団体の考え方などが記載されているから、議会における議員活動を行う上で影響を及ぼす事項についての情報を得るための資料として購入されているものと認められる。また、購入部数についても、会派に所属する各議員が一部ずつ利用するため、所属議員数分購入したとしても、これが適正を欠くとはいえない。

２　請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回総額で言うと２，１９５万円以上、２，２００万円近く、４３人の議員について問題があった。

政務活動費の領収書がインターネットで公開されることになった。今までは浦和の市役所に平日昼間に行かないと見ることができなかった。

会派支給分に関しては何年か前にチェックをし、住民監査請求をして、今度、東京高裁に行くことになる。

一人一人の使用分に関しては、現実的に、物理的に見ることができなかったが、さいたま市議会がインターネットで公開するようになり、家でも見ることができるようになった。

そうしたところ、個人使用分に関しても、合計で２，２００万円近い問題点が見つかった。

第三者委員会を作り、そこが勧告をして、何年か前に使途運用指針を見直したばかりである。要するに議会の方から見直そうという声があって、第三者機関を作って、その

第三者機関がこういう風にしたらどうかと提言をして、最終的には各会派の代表者会議、各会派が了承したうえで、確か平成２９年度に使途運用指針を見直したばかりである。

それにもかかわらず、勝手に知らないところで直されたのならともかく、自分たちで直しておいて、それを自分たちで守らなかった。

今回、４３人の中で非常に多かったのは、３つくらいのパターンである。

一つは広報広聴活動費で、印刷のチラシの部数をきちんと領収書に書いていなかった。

印刷代、ポスティング代に関して、何を刷ったのか、その印刷物の名称、部数をはっきり書いていなかった。これは使途運用指針ではきちんと盛り込まれている。

２０１７年に自民党の県議が、印刷代、ポスティング代の領収書を偽造して、１，２４０万円の政務活動費をだまし取ったという事件があった。この問題で同県議は議員を辞職し、全国ニュースになった。

そのような事件を受けて、はっきりと何をどれくらい刷ったのか、金額が適正なのか、はっきり証明できるように、領収書に発行部数や印刷部数、印刷したものの名称を明記するようにと決め、使途運用指針を見直した訳であるが、２０人くらいの議員がそれを守っていない。

もう一パターンで多かったのは、按分の問題、事務所の費用である。事務所は、当然、議員活動で使うこともあれば、政党活動、後援会活動、個人使用で使うこともある。議員活動以外で使うとなった場合は、按分上限を５０％と決めた訳である。

概ね、民主改革に関しては、この按分は５０％で大体守っていた。公明党は元々事務所がない人がほとんどである。しかし、自民党の人は、一部８５％の人もいるが、ほとんど１００％請求している。

その人たちが事務所を議員活動だけに使っているかというと、外から見てもはっきりしている。政党のポスターを貼っており、政党活動で使っている。後援会事務所の看板も立ててあり、後援会活動としても使っている。これは議員活動だけでなく、政党活動、後援会活動でも使用していることが一目瞭然であるが、１００％政務活動費で、家賃や事務経費や光熱費を出している。

自分たちで上限５０％と決めたにもかかわらず、自分たちでそれを守っておらず、本当におかしい。こういったものも非常に多くあった。

もう一つは、新聞代であり、民主党系の人は、家賃に関しては上限５０％を概ね守っているが、その事務所で取っている新聞代については、１００％政務活動費となっている。

事務所は政党活動でも使っているので、家賃を使途運用指針どおり５０％上限で按分しているのはいいが、事務所で取っている新聞代は全額政務活動費になっている。新聞代も５０％にすべきである。

新聞を自宅で取る場合は、１紙は政務活動費で支払ってはいけない。複数取っている場合、１紙は自費で、残りの２紙目以降は、政務活動費を使っていいとなっている。１紙くらいは誰の家であっても新聞を取っているであろうという前提で、そのように使途

運用指針も決めている。

しかしながら、領収書を出した議員でそれを守っているのは、民主改革の議員の一人で、３紙新聞を取っているとしたら、３紙の領収書を出して、そのうち１紙は自費で払っており、残りの２紙を政務活動費で、はっきりと証明している。領収書は出したけれども１紙分は請求していない。

他の人は、３紙、４紙取っていたら全部請求している。自分で１紙を自費で購入している証明が全くない。一人だけはきちんとやっているので、今回監査請求をしていない。

自宅において政務活動費で新聞を取っている他の議員は、ほぼ全員、自費で取っている分を全く証明していない。自宅宛ての新聞代の領収書が全部政務活動費になっており、使途運用指針を守っていない。１紙は自費で購入するということを、きちんと守っていると証明するのであれば、自費で取っている新聞代の領収書も提出すべきである。

議員たちが自ら数年前に第三者委員会の勧告を受けて見直した使途運用指針を自分たちが守っていない。監査委員からも、守っていないのは駄目であり、お金を返すべきと勧告を出してもらいたい。それを正せないのではあれば、自宅においてインターネットで領収書をチェックできるので、来年再来年の毎年の恒例行事になる。ここで、きちんと監査委員から勧告を出してもらいたい。

一般的な感覚で言えば絶対にＮＧというようなことを認めているさいたま市自体もどうかと思うので、それも補足としたい。

監査請求なので法律的には罰せられないのかもしれないが、時代が時代なら打首になるような議員が偉そうな顔をして市のことについて語っているなということを補足として申し上げる。

政務活動費は業務委託ということで、公認会計士の方がご覧になっていると思う。年間約５００万円から６００万円で業務委託しており、年間１１０日程まで調査をするということになっている。使途運用指針に基づき処理されているか調査を行い、必要に応じて会派にヒアリングを実施するとなっている。きちんと内容を精査していないのではないか。こういう方がきちんとやってくれれば、このようなことにならなかったのではないか。

３　関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

政務活動費の概要について、平成１２年の法改正により制度化された政務調査費は、平成２５年３月１日に施行された法改正により、その名称を政務活動費に改められた。

政務調査費は、議会における会派等への調査研究費等の助成を制度化し、情報公開を

促進する観点から、その使途の透明性を確保することの重要性に鑑み、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めることとされており、さらに平成２５年３月の法改正により、政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例で定めること、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされている。

さいたま市においても、この法改正を受け、議員提出議案により従前の条例を全部改正し、現行の交付条例を制定し、併せて交付条例施行規則を制定し、交付条例の運用上必要となる様式を整備している。

交付額については、交付条例第４条第１項及び第５条第１項にあるように、会派支給分は月額３４万円又は月額１４万円の一方を選択、月額１４万円を選択した会派の議員及びいずれの会派へも属さない議員への議員支給分は月額２０万円となっている。

この政務活動費の支出については、交付条例第１０条には、市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならないとある。

交付条例第１１条第２項には、政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならないとある。

このように、政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は使途運用指針に準拠する必要がある。

しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものと考える。

さいたま市議会では、継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には全ての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂しているところである。

加えて、使途運用指針に適合しているか、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関を導入するほか、令和元年５月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に取り組んでいくよう努めていく。

使途運用指針は改訂を重ねているため、令和元年度支出分については、令和元年度改訂の使途運用指針に準拠する必要がある。

議会局及び調査機関では、領収書等の確認時に関係書類により、使途運用指針に基づき支出されていることを確認している。

交付条例第１６条第１項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第１２条第１項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第１２条第５項に規定される議長の調査権に基づき、対象議員に対して、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含め意見を述べる。

今回の意見陳述においては、定められた時間内において全ての案件を取り扱わなければならない事情等を鑑み、陳述における意見の詳細については、陳述「別紙資料」をもって代えさせてもらいたい。

監査監第１２２４号から第１２６６号まで、計４３件のさいたま市職員措置請求書が提出されているが、このうち、３件については、関係している３名の議員から計上していた政務活動費の一部を返納する予定であるとの申し出があった。

議会局及び調査機関では、領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局及び調査機関により、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認している。

調査結果からも、使途運用指針に基づき適正に処理をしていると判断できることから、請求人の使途運用指針に反しているとする主張には、いずれも根拠がなく、請求人が求める措置は必要ないと考える。

※本請求に係る陳述「別紙資料」の要旨は、次のとおりである。

監査監第１２６４号、Ｘ議員の広報広聴活動費の支出に関してであるが、請求人が主張する「Ｘ議員は、令和元年１２月２５日に「市政通信（デザイン／印刷料）」として４８万４，６３８円を支払ったとする領収書を広報広聴活動費として提出している。」という件については、Ｘ議員より「当該金額を広報広聴活動費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「使途運用指針の「５使途に関する指針　⑶広報広聴活動費」に「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。」と規定されている。しかし、Ｘ議員が提出した領収書には作成部数は記入されておらず、「領収書等貼付用紙」の余白又は別紙にも作成部数は記載されていない。したがって、Ｘ議員の市政通信（デザイン／印刷料）」に関する支出は使途運用指針の違反である。」との主張について、Ｘ議員に確認したところ、「当該領収書（領収書等貼付用紙）には、作成部数が記入（記載）されていないが、別紙として確認できる請求書等を保管している。」との回答を受けている。

また、使途運用指針の１８ページ⑨にあるとおり、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と使途運用指

針に示されており、必ずしも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないことから、別紙等が具備され支出の内訳が明確な場合、請求人が主張するように、領収書や領収書等貼付用紙の余白に作成部数の記入、記載がないことをもって直ちに使途運用指針の内容に反しているとは考えていない。

次に、Ｘ議員の資料購入費の支出に関してであるが、請求人が主張する「Ｘ議員は、令和元年度上期に「毎日新聞、読売新聞の購読料」として計１万８，６９５円、令和元年度下期に「（読売）新聞、新聞（該当なし）の購読料」として計２万４，０００円を支払ったとする領収書を資料購入費として提出している。」という件については、Ｘ議員より「当該金額を資料購入費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「使途運用指針の「５使途に関する指針　⑹資料購入費」に「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも１紙は購読していると考え、１紙分は自己負担とし、２紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。③事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されており、Ｘ議員が提出した新聞購読料の領収書は全て配達先住所が自宅で購読したものであり、１紙分は自己負担であり、新聞購読料を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反である。」との主張について、Ｘ議員に確認したところ、「毎日新聞、読売新聞は共に、自宅で購読されたものであるが、２紙目からを政務活動費に計上している。」との回答を受けており、請求人の主張は理由がなくなるものと考える。

【事務局において、原本及び関係書類を改めて確認している。】

４　関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

３人の議員が一部のお金を返納するということで、その３人に関しては基本的に私たちの指摘を一部受け入れたということであり、それは非常に良いことだと思う。

４３人中３人が、私たちの指摘がもっともだということでお金を一部返すとなった。そういった意味からも、やはり使途運用指針から外れた使い方をしている。他の議員にも勧告してもらいたい。使途運用指針から外れているというのは、３人だけではないと思う。３人が返すとなったことは、私たちの指摘が全くのでたらめではないという証明である。

例えば、ある議員は、印刷代について領収書等貼付用紙に作成部数が記入されていないことは認めているが、それが分かるような資料、具体的には請求書等を保管している

としている。領収書と請求書は全く違うものである。政務活動費は、領収書を添付することとなっているので、領収書の余白等に記入すべきである。

また、新聞購読料について、読売新聞のほかに別の新聞も購読しており、２紙目からを計上しているとあるが、１紙は何か領収書が提出されておらず、全く証明されていない。一人は、きちんと自費で払った領収書も添付している。

４３人の議員からの釈明が出たが、全く反論になっていない。

事務局において、原本及び関係書類を改めて確認しておりますとあるが、新聞関係について、自宅で購読している１紙目の領収書を確認しているという意味なのか、非常に疑問に思った。

5　関係職員の陳述に対する監査委員の質疑

陳述「別紙資料」において、各議員の最後に、事務局において原本及び関係書類は確認したとあるが、確認した日付、どこで確認したか、内容等の記録はあるのかとの質問に対し、次のとおり回答があった。

（参事兼総務課長回答）

記録は残っている。

6　法第１９９条第８項の規定による調査事項

法第１９９条第８項の規定により、次のとおり関係職員に対して調査を実施した。

なお、令和２年１２月１６日付けで受け付け、令和２年１２月２３日付けで受理を決定した監査監第１２２４号から１２６６号までの同一請求人からの政務活動費に係る住民監査請求について、一括した内容となっているものも含む。

⑴　陳述「別紙資料」において、「事務局において、原本及び関係書類を改めて確認している。」とされていることについて、「確認」は、いつ、誰に、どこで、どのようにされたのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

（回答）

議員への聴取、原本及び関係書類の確認を行った日付は、令和３年１月４日から８日までの間、担当した事務局職員については、１名又は２名である。

議員への聴取、原本及び関係書類の確認は会派控室で実施した（ただし、議員への聴取は登庁する機会を設けることができなかったため、やむを得ず、電話での聴取となったものを含む。）。

なお、原本及び関係書類の確認方法については、議員が保管している領収書や支出を証する書類をはじめ、その支出の内容を証するものとして別紙として保管されている請求書や納品書等、内容が分かるものの、いずれも原本を事務局職員が目視、突合の方法により実施した。

⑵　名称、部数が記載されていないことについて、部数等を記載した別紙は保管されて

いるか。保管されているのであれば、どこに保管されているのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

（回答）

議員が保管している。保管場所については、主に会派控室となっているが、個人で管理、保管しているケースもある。

⑶　領収書等貼付用紙の余白又は別紙に名称や作成部数を記載することについて、使途運用指針「５使途に関する指針　⑶広報広聴活動費　⑨」の記載「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式第１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」とは、どのように解釈するのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

（回答）

使途運用指針にあるとおり、必ずしも「領収書」や「領収書等貼付用紙」の余白に記入、記載することに限定されないことから、別紙等が具備され支出の内訳が明確な場合、請求人が主張するように、「領収書」や「領収書等貼付用紙」の余白に作成部数や発行物の名称の記入、記載がないことをもって直ちに使途運用指針の内容に反しているとは考えていない。

⑷　⑶の回答を受け、「必ずしも「領収書」や「領収書等貼付用紙」の余白に記入、記載することに限定されない」について、どのように運用しているのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

（回答）

会派又は議員が広報紙に係る支出に限らず、領収書等、支出を証する書類を提出する際、ただし書が不十分である場合や「領収書等貼付用紙」の余白に詳細が記されていない場合、別紙として、請求書や納品書、又は内容が分かるものを併せて提出させることによって、事務局に加え、第三者機関においても、交付条例及び使途運用指針に基づき適正な支出、事務処理が行われていることを確認しているところである。

しかしながら、これら請求書等については、交付条例及び使途運用指針に定められた提出書類ではなく、確認書類であり、議員自身が作成、保管するものとなっていること、併せて、公開の対象となっている書類は、交付条例及び「さいたま市議会政務活動費の収支報告書等の閲覧に関する規程」において、領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しと定められていることや職員等において確認がされていることからも、請求書等については公開対象とされてはいない。

⑸　政務活動費で計上された新聞で、陳述「別紙資料」において、「自宅で購読されたもの」としているものについては、「自宅を事務所としている場合の新聞購読料（自宅兼事務所で購読されたもの）」という解釈でよいかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

（回答）

お見込みのとおりである。

⑹　新聞について、自宅で購読している１紙目を議会局は確認しているか。どこの販売所の何新聞か把握しているかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

（回答）

今回、監査対象となっている議員に対して、自宅で購読している新聞について、２紙目からを政務活動費に充てているか、改めて確認を行ったところである。なお、１紙目の購読内容について資料等の提出は求めていない。

第５　監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和元年度にＸ議員に交付した政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された４８万４，６３８円及び資料購入費として計上された４万２，６９５円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、５２万７，３３３円をさいたま市に返還するよう、市長はＸ議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

広報広聴活動費について、Ｘ議員が提出した領収書には作成部数は記入されておらず、領収書等貼付用紙の余白又は別紙にも作成部数は記載されていないとし、使途運用指針「５使途に関する指針　⑶広報広聴活動費」の「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」との規定に違反すると主張している。

資料購入費については、Ｘ議員が提出した新聞購読料の領収書は、全て配達先住所が自宅で購読したものであるが、１紙分は自己負担であり、購読料を政務活動費から支出していることは、使途運用指針「５使途に関する指針　⑹資料購入費」の「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも１紙は購読していると考え、１紙分は自己負担とし、２紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」との規定に違反すると主張している。

政務活動費については、法第１００条第１４項、第１５項及び第１６項に規定されており、同条第１４項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲

は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

本請求の監査対象とした、令和元年度にＸ議員に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された４８万４，６３８円及び資料購入費として計上された４万２，６９５円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長がＸ議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを判断するに当たり、本件支出が使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

まず、広報広聴活動費について、Ｘ議員が提出した領収書には作成部数は記入されておらず、領収書等貼付用紙の余白又は別紙にも作成部数は記載されていないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第１２条第５項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、Ｘ議員から「当該領収書（領収書等貼付用紙）には、作成部数が記入（記載）されていないが、別紙として確認できる請求書等を保管している。」との回答を得ており、また、使途運用指針において、必ずしも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないとしている。さらに、事務局において、本件支出に係る原本及び関係書類を改めて確認しているとしている。

使途運用指針「５使途に関する指針　⑶広報広聴活動費」においては、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されており、発行物又は発送したものの名称や作成部数の記載は、必ずしも領収書又は領収書等貼付用紙の余白に限定されていない。別紙等が具備され、支出の内訳が明確な場合には、直ちに使途運用指針に違反しているとまではいえないと解する。

本件については、領収書又は領収書等貼付用紙の余白には作成部数は記載されていないものの、別紙として確認できる請求書等が保管されていると認めることができる。

したがって、本件支出は、使途運用指針「５使途に関する指針　⑶広報広聴活動費」の規定に違反するということはできない。

次に、資料購入費について、Ｘ議員が提出した新聞購読料の領収書は、全て配達先住所が自宅で購読したものであるが、１紙分は自己負担であり、購読料を政務活動費から支出していることは、使途運用指針に違反するとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第１２条第５項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、Ｘ議員から「毎日新聞、読売新聞は共に、自宅で購読されたものであるが、２紙目からを政務活動費に計上している。」との回答を得ており、これは自宅を事務所としている場合の新聞購読料であるとしている。また、事務局において、本件支出に係る原本及び関係書類を改めて確認し

ているとしている。

使途運用指針「５使途に関する指針　⑹資料購入費」において、「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも１紙は購読していると考え、１紙分は自己負担とし、２紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されており、本件支出について、Ｘ議員は、自宅を事務所とする場合の２紙目から政務活動費を充てていることが認められる。

なお、請求人は、１紙分は自己負担しているということを証明するため、自己負担している新聞購読料の領収書を提出すべきであると主張しているが、使途運用指針上、その提出を義務付ける規定はないことが認められる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

第６　結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和元年度にＸ議員に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された４８万４，６３８円及び資料購入費として計上された４万２，６９５円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がＸ議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

なお、この監査結果を踏まえ、監査委員としての意見を以下に述べる。

（意見）

政務活動費は、市民等の貴重な税金によって賄われている。ゆえに、政務活動費は、使途の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすことが求められる。

本市議会においても、使途運用指針の策定をはじめ、第三者調査機関の導入のほか、収支報告書及び領収書等のインターネットでの公開等、政務活動費の使途について透明性の確保に努めているものと理解できる。

しかしながら、政務活動費の使途が使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれる余地があり、事実として住民監査請求に至った事例が多数あることから、今後においては、市民に対する説明責任を十分果たすことができる、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである。

さいたま市監査委員告示第４７号

地方自治法第２４２条第５項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を別紙のとおり告示する。

令和３年２月１９日

さいたま市監査委員　大　矢　幸　子

同　工　藤　道　弘

住民監査請求に係る監査結果

令和２年１２月１６日付け監査監第１２６５号で受け付けた職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第５項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された伊藤仕監査委員及び松下壮一監査委員については、法第１９９条の２の規定により除斥しました。

第１　請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和元年度に●●●●議員（以下「Ｘ議員」という。）に交付された政務活動費のうち２４万７，４４５円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで２４万７，４４５円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はＸ議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

１　Ｘ議員は令和元年１２月４日に「広報紙印刷代」として１１万３，４５１円（按分率７３．６７％）を、令和２年３月２７日に「広報誌印刷代」として１３万３，９９４円（按分率９１．５２％）を、それぞれ広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第１号証）

２　使途運用指針「５使途に関する指針　⑶広報広聴活動費」では「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されている。（第２号証）

しかし、Ｘ議員が提出した領収書にはいずれも作成部数は記入されておらず、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙にも作成部数は記載されていない。

３　したがって、１で述べたＸ議員の市政レポートに関する支出は使途運用指針の違反であり、令和元年度にＸ議員が政務活動費から広報広聴活動費として支出した２４万７，４４５円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

令和元年度上半期の政務活動費領収書がインターネットで公開されたのは令和元年１２月１７日であり、上記のとおり法第２４２条第１項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

別紙事実証明書（第１号証及び第２号証）は、省略

第２　請求の受理

本請求について、法第２４２条第１項及び第２項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和２年１２月２３日付けで本請求の受理を決定した。

第３　監査の実施

１　対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和元年度にＸ議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、広報広聴活動費として計上された２４万７，４４５円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がＸ議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

２　対象所管

議会局総務部総務課

３　監査方法

次の方法により監査を行った。

⑴　法第２４２条第７項の規定により、令和３年１月２２日に請求人の陳述を聴取した。請求人４名が出席し、うち３名が陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

なお、令和２年１２月１６日付けで受け付け、令和２年１２月２３日付けで受理を決定した監査監第１２２４号から１２６６号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

⑵　令和３年１月２２日に関係職員の陳述を聴取した。

「２　対象所管」から、議会局総務部参事兼総務課長及び同総務課長補佐の計２名が出席した。

なお、令和２年１２月１６日付けで受け付け、令和２年１２月２３日付けで受理を決定した監査監第１２２４号から１２６６号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

⑶　「第４　事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第４　事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

１　使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第１００条第１４項、第１５項及び第１６項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関す

る条例（平成２５年さいたま市条例第１号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成２５年さいたま市規則第６号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

⑴　交付対象（交付条例第２条）

ア　会派

２人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ　議員

月額として１４万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

⑵　交付額（交付条例第４条及び第５条）

ア　会派

月額３４万円又は月額１４万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ　交付対象議員

月額２０万円

⑶　請求方法（交付条例第８条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の７日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

⑷　運用の基本指針（使途運用指針「３　運用の基本指針」）

ア　政務活動費支出の原則

(ｱ)　政務活動が目的であること。

(ｲ)　政務活動の必要性があること。

(ｳ)　政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。

(ｴ)　適正な手続がなされていること。

(ｵ)　支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ　実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ　按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが

必要である。）

エ　説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

⑸　共通事項（使途運用指針「４共通事項」）

共通事項として、次の６項目について定めている。

・「領収書等について」
・「交通費等旅費について」
・「備品の取扱いについて」
・「年度をまたぐ支払いについて」
・「長期前払費用について」
・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア　領収書等について

(ｱ)　領収書等は、交付条例施行規則第３条第２項の規定により収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存する必要がある。

(ｲ)　領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第１号）に貼付し保管する。

(ｳ)　領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第２号）及び「支出明細書」（参考様式第３号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに１件ずつ記載する。）

(ｴ)　政務活動費を計上した場合の単位としての「１件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」１枚につき領収書等を１件ずつ貼付する。

(ｵ)　領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（○○○○）」又は「会派名及び議員氏名（○○○○さいたま市議（会議員）団 ○○○○（議員氏名））」とする。

会派交付の場合には、「会派名（○○○○さいたま市議（会議員）団）」又は

「会派名及び議員氏名（○○○○さいたま市議（会議員）団 ○○○○（議員氏名））」とする。

(ｶ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等)を明記してもらう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。

※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。

(ｷ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。

(ｸ) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第５号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。

(ｹ) ＡＴＭ（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。

(ｺ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。

また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。

(ｻ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。）

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

⑹ 使途に関する指針（使途運用指針「５使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 広報広聴活動費

内　容	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費
主　な 計上例	広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、発送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金
考え方・ 取扱い	①　広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。 ②　広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員名及び連絡先を記載する。 ③　広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。 　なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で按分する必要がある。（明確に区分できない場合も按分する必要がある。） ④　広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会派交付となっている場合は、この限りでない。 　なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。 ＊平成２４年３月２７日和歌山地裁の判決より 和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支出することは出来ないと解される。 ⑤　広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。ただし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できない。 ⑥　政党の宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後援会の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計

	上できない。 ⑦　郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式１０号）を作成する。 ＊参考 切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。 ⑧　名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。（交際費的な経費との区分が困難なため） ⑨　広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。 ⑩　広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」（参考様式第１号）の余白又は別紙に記載すること。 ⑪　一般の業者が発行したフリーペーパー等に掲載した記事が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。 ＜参考＞ 平成２９年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。

２　請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回総額で言うと２，１９５万円以上、２，２００万円近く、４３人の議員について問題があった。

政務活動費の領収書がインターネットで公開されることになった。今までは浦和の市役所に平日昼間に行かないと見ることができなかった。

会派支給分に関しては何年か前にチェックをし、住民監査請求をして、今度、東京高裁に行くことになる。

一人一人の使用分に関しては、現実的に、物理的に見ることができなかったが、さいたま市議会がインターネットで公開するようになり、家でも見ることができるようになった。

そうしたところ、個人使用分に関しても、合計で２，２００万円近い問題点が見つかった。

第三者委員会を作り、そこが勧告をして、何年か前に使途運用指針を見直したばかりである。要するに議会の方から見直そうという声があって、第三者機関を作って、その第三者機関がこういう風にしたらどうかと提言をして、最終的には各会派の代表者会議、各会派が了承したうえで、確か平成２９年度に使途運用指針を見直したばかりである。

それにもかかわらず、勝手に知らないところで直されたのならともかく、自分たちで直しておいて、それを自分たちで守らなかった。

今回、４３人の中で非常に多かったのは、3つくらいのパターンである。

一つは広報広聴活動費で、印刷のチラシの部数をきちんと領収書に書いていなかった。

印刷代、ポスティング代に関して、何を刷ったのか、その印刷物の名称、部数をはっきり書いていなかった。これは使途運用指針ではきちんと盛り込まれている。

２０１７年に自民党の県議が、印刷代、ポスティング代の領収書を偽造して、１，２４０万円の政務活動費をだまし取ったという事件があった。この問題で同県議は議員を辞職し、全国ニュースになった。

そのような事件を受けて、はっきりと何をどれくらい刷ったのか、金額が適正なのか、はっきり証明できるように、領収書に発行部数や印刷部数、印刷したものの名称を明記するようにと決め、使途運用指針を見直した訳であるが、２０人くらいの議員がそれを守っていない。

もう一パターンで多かったのは、按分の問題、事務所の費用である。事務所は、当然、議員活動で使うこともあれば、政党活動、後援会活動、個人使用で使うこともある。議員活動以外で使うとなった場合は、按分上限を５０％と決めた訳である。

概ね、民主改革に関しては、この按分は５０％で大体守っていた。公明党は元々事務所がない人がほとんどである。しかし、自民党の人は、一部８５％の人もいるが、ほとんど１００％請求している。

その人たちが事務所を議員活動だけに使っているかというと、外から見てもはっきりしている。政党のポスターを貼っており、政党活動で使っている。後援会事務所の看板

も立ててあり、後援会活動としても使っている。これは議員活動だけでなく、政党活動、後援会活動でも使用していることが一目瞭然であるが、１００％政務活動費で、家賃や事務経費や光熱費を出している。

自分たちで上限５０％と決めたにもかかわらず、自分たちでそれを守っておらず、本当におかしい。こういったものも非常に多くあった。

もう一つは、新聞代であり、民主党系の人は、家賃に関しては上限５０％を概ね守っているが、その事務所で取っている新聞代については、１００％政務活動費となっている。

事務所は政党活動でも使っているので、家賃を使途運用指針どおり５０％上限で按分しているのはいいが、事務所で取っている新聞代は全額政務活動費になっている。新聞代も５０％にすべきである。

新聞を自宅で取る場合は、１紙は政務活動費で支払ってはいけない。複数取っている場合、１紙は自費で、残りの２紙目以降は、政務活動費を使っていいとなっている。１紙くらいは誰の家であっても新聞を取っているであろうという前提で、そのように使途運用指針も決めている。

しかしながら、領収書を出した議員でそれを守っているのは、民主改革の議員の一人で、３紙新聞を取っているとしたら、３紙の領収書を出して、そのうち１紙は自費で払っており、残りの２紙を政務活動費で、はっきりと証明している。領収書は出したけれども１紙分は請求していない。

他の人は、３紙、４紙取っていたら全部請求している。自分で１紙を自費で購入している証明が全くない。一人だけはきちんとやっているので、今回監査請求をしていない。

自宅において政務活動費で新聞を取っている他の議員は、ほぼ全員、自費で取っている分を全く証明していない。自宅宛ての新聞代の領収書が全部政務活動費になっており、使途運用指針を守っていない。１紙は自費で購入するということを、きちんと守っていると証明するのであれば、自費で取っている新聞代の領収書も提出すべきである。

議員たちが自ら数年前に第三者委員会の勧告を受けて見直した使途運用指針を自分たちが守っていない。監査委員からも、守っていないのは駄目であり、お金を返すべきと勧告を出してもらいたい。それを正せないのではあれば、自宅においてインターネットで領収書をチェックできるので、来年再来年の毎年の恒例行事になる。ここで、きちんと監査委員から勧告を出してもらいたい。

一般的な感覚で言えば絶対にＮＧというようなことを認めているさいたま市自体もどうかと思うので、それも補足としたい。

監査請求なので法律的には罰せられないのかもしれないが、時代が時代なら打首になるような議員が偉そうな顔をして市のことについて語っているなということを補足として申し上げる。

政務活動費は業務委託ということで、公認会計士の方がご覧になっていると思う。年間約５００万円から６００万円で業務委託しており、年間１１０日程まで調査をするということになっている。使途運用指針に基づき処理されているか調査を行い、必要に応じて会派にヒアリングを実施するとなっている。きちんと内容を精査していないのではないか。こういう方がきちんとやってくれれば、このようなことにならなかったのではないか。

３　関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

政務活動費の概要について、平成１２年の法改正により制度化された政務調査費は、平成２５年３月１日に施行された法改正により、その名称を政務活動費に改められた。

政務調査費は、議会における会派等への調査研究費等の助成を制度化し、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することの重要性に鑑み、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めることとされており、さらに平成２５年３月の法改正により、政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例で定めること、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされている。

さいたま市においても、この法改正を受け、議員提出議案により従前の条例を全部改正し、現行の交付条例を制定し、併せて交付条例施行規則を制定し、交付条例の運用上必要となる様式を整備している。

交付額については、交付条例第４条第１項及び第５条第１項にあるように、会派支給分は月額３４万円又は月額１４万円の一方を選択、月額１４万円を選択した会派の議員及びいずれの会派へも属さない議員への議員支給分は月額２０万円となっている。

この政務活動費の支出については、交付条例第１０条には、市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならないとある。

交付条例第１１条第２項には、政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならないとある。

このように、政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は使途運用指針に準拠する必要がある。

しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものと考える。

さいたま市議会では、継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費に

ついても、収支報告書には全ての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂しているところである。

加えて、使途運用指針に適合しているか、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関を導入するほか、令和元年５月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に取り組んでいくよう努めていく。

使途運用指針は改訂を重ねているため、令和元年度支出分については、令和元年度改訂の使途運用指針に準拠する必要がある。

議会局及び調査機関では、領収書等の確認時に関係書類により、使途運用指針に基づき支出されていることを確認している。

交付条例第１６条第１項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第１２条第１項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第１２条第５項に規定される議長の調査権に基づき、対象議員に対して、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含め意見を述べる。

今回の意見陳述においては、定められた時間内において全ての案件を取り扱わなければならない事情等を鑑み、陳述における意見の詳細については、陳述「別紙資料」をもって代えさせてもらいたい。

監査監第１２２４号から第１２６６号まで、計４３件のさいたま市職員措置請求書が提出されているが、このうち、３件については、関係している３名の議員から計上していた政務活動費の一部を返納する予定であるとの申し出があった。

議会局及び調査機関では、領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局及び調査機関により、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認している。

調査結果からも、使途運用指針に基づき適正に処理をしていると判断できることから、請求人の使途運用指針に反しているとする主張には、いずれも根拠がなく、請求人が求める措置は必要ないと考える。

※本請求に係る陳述「別紙資料」の要旨は、次のとおりである。

監査監第１２６５号、Ｘ議員の広報広聴活動費の支出に関してであるが、請求人が主張する「Ｘ議員は、令和元年１２月４日に「広報紙印刷代」として１１万３，４５１円、令和２年３月２７日に「広報紙印刷代」として１３万３，９９４円を支払ったとする領収書を広報広聴活動費として提出している。」という件については、Ｘ議員より「当該金額を広報広聴活動費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「使途運用指針の「５使途に関する指針　⑶広報広聴活動費」に広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。」と規定されている。しかし、Ｘ議員が提出した領収書にはいずれも作成部数は記入されておらず、「領収書等貼付用紙」の余白又は別紙にも作成部数は記載されていない。したがって、Ｘ議員の市政レポートに関する支出は使途運用指針の違反である。」との主張について、Ｘ議員に確認したところ、「当該領収書（領収書等貼付用紙）には、作成部数が記入（記載）されていないが、別紙として確認できる請求書等を保管している。」との回答を受けている。

また、使途運用指針の１８ページ⑨にあるとおり、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と使途運用指針に示されており、必ずしも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないことから、別紙等が具備され支出の内訳が明確な場合、請求人が主張するように、領収書や領収書等貼付用紙の余白に作成部数の記入、記載がないことをもって直ちに使途運用指針の内容に反しているとは考えていない。

【事務局において、原本及び関係書類を改めて確認している。】

４　関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

３人の議員が一部のお金を返納するということで、その３人に関しては基本的に私たちの指摘を一部受け入れたということであり、それは非常に良いことだと思う。

４３人中３人が、私たちの指摘がもっともだということでお金を一部返すとなった。そういった意味からも、やはり使途運用指針から外れた使い方をしている。他の議員にも勧告してもらいたい。使途運用指針から外れているというのは、３人だけではないと思う。３人が返すとなったことは、私たちの指摘が全くのでたらめではないという証明である。

例えば、ある議員は、印刷代について領収書等貼付用紙に作成部数が記入されていないことは認めているが、それが分かるような資料、具体的には請求書等を保管しているとしている。領収書と請求書は全く違うものである。政務活動費は、領収書を添付することとなっているので、領収書の余白等に記入すべきである。

また、新聞購読料について、読売新聞のほかに別の新聞も購読しており、２紙目からを計上しているとあるが、１紙は何か領収書が提出されておらず、全く証明されていな

い。一人は、きちんと自費で払った領収書も添付している。

４３人の議員からの釈明が出たが、全く反論になっていない。

事務局において、原本及び関係書類を改めて確認しておりますとあるが、新聞関係について、自宅で購読している１紙目の領収書を確認しているという意味なのか、非常に疑問に思った。

5　関係職員の陳述に対する監査委員の質疑

陳述「別紙資料」において、各議員の最後に、事務局において原本及び関係書類は確認したとあるが、確認した日付、どこで確認したか、内容等の記録はあるのかとの質問に対し、次のとおり回答があった。

（参事兼総務課長回答）

記録は残っている。

6　法第１９９条第８項の規定による調査事項

法第１９９条第８項の規定により、次のとおり関係職員に対して調査を実施した。

なお、令和２年１２月１６日付けで受け付け、令和２年１２月２３日付けで受理を決定した監査監第１２２４号から１２６６号までの同一請求人からの政務活動費に係る住民監査請求について、一括した内容となっているものも含む。

⑴　陳述「別紙資料」において、「事務局において、原本及び関係書類を改めて確認している。」とされていることについて、「確認」は、いつ、誰に、どこで、どのようにされたのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

（回答）

議員への聴取、原本及び関係書類の確認を行った日付は、令和３年１月４日から８日までの間、担当した事務局職員については、１名又は２名である。

議員への聴取、原本及び関係書類の確認は会派控室で実施した（ただし、議員への聴取は登庁する機会を設けることができなかったため、やむを得ず、電話での聴取となったものを含む。）。

なお、原本及び関係書類の確認方法については、議員が保管している領収書や支出を証する書類をはじめ、その支出の内容を証するものとして別紙として保管されている請求書や納品書等、内容が分かるものの、いずれも原本を事務局職員が目視、突合の方法により実施した。

⑵　名称、部数が記載されていないことについて、部数等を記載した別紙は保管されているか。保管されているのであれば、どこに保管されているのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

（回答）

議員が保管している。保管場所については、主に会派控室となっているが、個人で

管理、保管しているケースもある。

⑶　領収書等貼付用紙の余白又は別紙に名称や作成部数を記載することについて、使途運用指針「５使途に関する指針　⑶広報広聴活動費　⑨」の記載「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式第１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」とは、どのように解釈するのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

（回答）

使途運用指針にあるとおり、必ずしも「領収書」や「領収書等貼付用紙」の余白に記入、記載することに限定されないことから、別紙等が具備され支出の内訳が明確な場合、請求人が主張するように、「領収書」や「領収書等貼付用紙」の余白に作成部数や発行物の名称の記入、記載がないことをもって直ちに使途運用指針の内容に反しているとは考えていない。

⑷　⑶の回答を受け、「必ずしも「領収書」や「領収書等貼付用紙」の余白に記入、記載することに限定されない」について、どのように運用しているのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

（回答）

会派又は議員が広報紙に係る支出に限らず、領収書等、支出を証する書類を提出する際、ただし書が不十分である場合や「領収書等貼付用紙」の余白に詳細が記されていない場合、別紙として、請求書や納品書、又は内容が分かるものを併せて提出させることによって、事務局に加え、第三者機関においても、交付条例及び使途運用指針に基づき適正な支出、事務処理が行われていることを確認しているところである。

しかしながら、これら請求書等については、交付条例及び使途運用指針に定められた提出書類ではなく、確認書類であり、議員自身が作成、保管するものとなっていること、併せて、公開の対象となっている書類は、交付条例及び「さいたま市議会政務活動費の収支報告書等の閲覧に関する規程」において、領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しと定められていることや職員等において確認がされていることからも、請求書等については公開対象とされてはいない。

第５　監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和元年度にＸ議員に交付した政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された２４万７，４４５円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、２４万７，４４５円をさいたま市に返還するよう、市長はＸ議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

Ｘ議員が提出した領収書にはいずれも作成部数は記入されておらず、領収書等貼付用紙の余白又は別紙にも作成部数は記載されていないとし、使途運用指針「５使途に関する指針　⑶広報広聴活動費」の「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」との規定に違反すると主張している。

政務活動費については、法第１００条第１４項、第１５項及び第１６項に規定されており、同条第１４項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

本請求の監査対象とした、令和元年度にＸ議員に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された２４万７，４４５円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長がＸ議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを判断するに当たり、本件支出が使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

Ｘ議員が提出した領収書にはいずれも作成部数は記入されておらず、領収書等貼付用紙の余白又は別紙にも作成部数は記載されていないとの請求人の主張について、関係職員は、交付条例第１２条第５項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、Ｘ議員から「当該領収書（領収書等貼付用紙）には、作成部数が記入（記載）されていないが、別紙として確認できる請求書等を保管している。」との回答を得ており、また、使途運用指針において、必ずしも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないとしている。さらに、事務局において、本件支出に係る原本及び関係書類を改めて確認しているとしている。

使途運用指針「５使途に関する指針　⑶広報広聴活動費」においては、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されており、発行物又は発送したものの名称や作成部数の記載は、必ずしも領収書又は領収書等貼付用紙の余白に限定されていない。別紙等が具備され、支出の内訳が明確な

場合には、直ちに使途運用指針に違反しているとまではいえないと解する。

本件については、領収書又は領収書等貼付用紙の余白には作成部数は記載されていないものの、別紙として確認できる請求書等が保管されていると認めることができる。

したがって、本件支出は、使途運用指針「５使途に関する指針　⑶広報広聴活動費」の規定に違反するということはできない。

第６　結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和元年度にＸ議員に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された２４万７，４４５円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がＸ議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

なお、この監査結果を踏まえ、監査委員としての意見を以下に述べる。

（意見）

政務活動費は、市民等の貴重な税金によって賄われている。ゆえに、政務活動費は、使途の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすことが求められる。

本市議会においても、使途運用指針の策定をはじめ、第三者調査機関の導入のほか、収支報告書及び領収書等のインターネットでの公開等、政務活動費の使途について透明性の確保に努めているものと理解できる。

しかしながら、政務活動費の使途が使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれる余地があり、事実として住民監査請求に至った事例が多数あることから、今後においては、市民に対する説明責任を十分果たすことができる、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである。

さいたま市監査委員告示第４８号

地方自治法第２４２条第５項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を別紙のとおり告示する。

令和３年２月１９日

さいたま市監査委員　大　矢　幸　子

同　工　藤　道　弘

住民監査請求に係る監査結果

令和２年１２月１６日付け監査監第１２６６号で受け付けた職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第５項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された伊藤仕監査委員及び松下壮一監査委員については、法第１９９条の２の規定により除斥しました。

第１　請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和元年度に●●●●議員（以下「Ｘ議員」という。）に交付された政務活動費のうち５２万６，９１３円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで５２万６，９１３円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はＸ議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

１⑴　Ｘ議員は令和元年度上半期に、Ｘ事務所宛ての転送用携帯代６，４８９円を事務費として、事務所家賃４０万円を事務所費として、いずれも按分せずに政務活動費から支出した。（第１号証）

同様に、令和元年度下半期に、Ｘ事務所宛ての転送用携帯代１万１，５０９円を事務費として、事務所家賃４８万円を事務所費として、いずれも按分せずに政務活動費から支出した。（第２号証）

⑵　しかし昨年、Ｘ議員の事務所前には「Ｘ後援会連絡所」と書かれた看板が立ててある。またＸ議員の公式ホームページには「Ｘ 事務所（Ｘ 後援会）」と記載されており、事務所は後援会活動にも使用されていたことは明白である。（第３号証）（第４号証）

⑶　したがって、Ｘ議員の事務費及び事務所費は、使途運用指針「３運用の基本指針 ⑶ 按分支出の原則（※）」による「全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要があります。（対外的に明確に説明できることが必要です。）」に違反していることから、２分の１を上限として按分すべきであり、上半期は２０万３，２４４円、下半期は２４万５，７５４円を上限とすべきである。（第５号証）

⑷　よって、令和元年度にＸ議員が政務活動費から事務費及び事務所費として支出した額との差額４４万９，０００円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

２⑴　Ｘ議員は令和元年度上半期に、読売新聞と埼玉新聞の購読料３万５，４１５円を、資料購入費として政務活動費から支出した。（第６号証）

同様に、令和元年度下半期に、読売新聞と埼玉新聞の購読料４万２，４９８円を、資料購入費として政務活動費から支出した。（第７号証）

⑵　使途運用指針「５使途に関する指針　⑹資料購入費」では「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも１紙は購読していると考え、１紙分は自己負担とし、２紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。③事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されている。（第８号証）

⑶　Ｘ議員が提出した新聞購読料の領収書は、全て配達先住所が塗り消されており、自宅で購読したものか事務所用として購読したものかが不明である。新聞２紙を事務所で購読しているのであれば上記１で指摘したように按分率５０％にすべきであり、自宅で購読しているのであれば、新聞２紙の購読料を全て政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反である。

よって、令和元年度にＸ議員が政務活動費から資料購入費として支出した新聞購読料７万７，９１３円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

令和元年度上半期の政務活動費領収書がインターネットで公開されたのは令和元年１２月１７日であり、上記のとおり法第２４２条第１項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※　請求書上、「３運用の基本原則　⑵按分支出の原則」と表記されているが、「３運用の基本指針　⑶按分支出の原則」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第１号証～第８号証）は、省略

第２　請求の受理

本請求について、法第２４２条第１項及び第２項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和２年１２月２３日付けで本請求の受理を決定した。

第３　監査の実施

１　対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和元年度にＸ議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、事務費及び事務所費として計上された４４万９，０００円並びに資料購入費として計上された７万７，９１３円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）が

X議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2　対象所管

議会局総務部総務課

3　監査方法

次の方法により監査を行った。

⑴　法第２４２条第７項の規定により、令和３年１月２２日に請求人の陳述を聴取した。請求人４名が出席し、うち３名が陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

なお、令和２年１２月１６日付けで受け付け、令和２年１２月２３日付けで受理を決定した監査監第１２２４号から１２６６号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

⑵　令和３年１月２２日に関係職員の陳述を聴取した。

「２　対象所管」から、議会局総務部参事兼総務課長及び同総務課長補佐の計２名が出席した。

なお、令和２年１２月１６日付けで受け付け、令和２年１２月２３日付けで受理を決定した監査監第１２２４号から１２６６号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

⑶　「第４ 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第４　事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1　使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第１００条第１４項、第１５項及び第１６項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成２５年さいたま市条例第１号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成２５年さいたま市規則第６号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

⑴　交付対象（交付条例第２条）

ア　会派

２人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ　議員

月額として１４万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

⑵　交付額（交付条例第４条及び第５条）

ア　会派

月額３４万円又は月額１４万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ　交付対象議員

月額２０万円

⑶　請求方法（交付条例第８条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の７日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

⑷　運用の基本指針（使途運用指針「３運用の基本指針」）

ア　政務活動費支出の原則

(ｱ)　政務活動が目的であること。

(ｲ)　政務活動の必要性があること。

(ｳ)　政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。

(ｴ)　適正な手続がなされていること。

(ｵ)　支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ　実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ　按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ　説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

⑸　共通事項（使途運用指針「４共通事項」）

共通事項として、次の６項目について定めている。

・「領収書等について」
・「交通費等旅費について」
・「備品の取扱いについて」
・「年度をまたぐ支払いについて」
・「長期前払費用について」
・「親族への支払いについて」

⑹　使途に関する指針（使途運用指針「５使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア　資料購入費

内　容	政務活動のために必要な資料（書籍、新聞、雑誌等）の購入及び購読に要する経費
主　な 計上例	書籍等購入費、ＣＤ・ＤＶＤ等記録資料、法規類の追録等、新聞・雑誌等購読料等
考え方・ 取扱い	①　購入できる資料は調査研究に関するものに限られる。 つまり、調査研究に関係のない書籍、週刊誌、雑誌、自己啓発目的の書籍等の購入費については、計上できない。 また、同一書籍を購入する場合は、必要最小限の部数とする。 ②　自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。 ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも１紙は購読していると考え、１紙分は自己負担とし、２紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。 ③　事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。 ※スポーツ新聞等の購読料は、計上できない。 ④　領収書には、購入した資料の内容（書籍名等）を記載してもらう。 なお、領収書の代わりにレシートを添付する場合でも、内容が分かるように資料名等を「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白又は別紙に記載する。 また、書籍等を購入した際には、領収書と併せて「書籍等購入記録票」（参考様式第９号）を作成し保存する。 ⑤　政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に

	限り、必要最小限の部数を購入することができる。（＊参考） ＊参考　政党の発行する新聞雑誌等の購読料について 参考１（平成２５年１１月１８日福岡地裁の判決より）会派等が自らの所属する政党の政党雑誌や政党新聞を購入する場合、そこから得られる情報が政務調査活動に役立つことがあるとしても、当該政党に所属しているからこそ購入するという意味合いが強いと考えられるので、他党のものも併せて購入し、比較検討しているなどの事情がない限り、社会通念上、政党活動と同視すべき活動に当たるというべきである。 参考２（平成２６年１１月２７日奈良地裁の判決より）同紙は、法案等に関する国会の動きや、社会的課題に関する党の方針、関連団体の考え方などが記載されているから、議会における議員活動を行う上で影響を及ぼす事項についての情報を得るための資料として購入されているものと認められる。また、購入部数についても、会派に所属する各議員が一部ずつ利用するため、所属議員数分購入したとしても、これが適正を欠くとはいえない。

イ　事務費

内　容	政務活動のために必要な通信費、事務用消耗品及び備品の購入費等の経費
主　な 計上例	文具・OA 用紙等の事務用消耗品購入費、パソコンソフト購入費、切手等郵便料、電話・FAX 等通信費、プロバイダー料、物品修繕・保守点検代、写真現像・焼付代、コピー機等のリース料・維持管理費
考え方・ 取扱い	①　事務費で購入する備品等の取扱いについては、「共通事項」を参照すること。 ②　事務所で使用する電話等の通話料、FAX 回線使用料、プロバイダー料、コピー機等の機器リース料等については事務費で計上することができる。 　なお、自宅の一部を事務所としている場合や、事務所を政務活動以外の目的（後援会事務所等の兼用）で使用している場合は、それぞれの使用割合により該当する経費を按分する。 ③　茶菓代については、政務活動費で計上できない。 ④　郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白に用途を記載する。 　また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数

	のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式１号）の余白に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式１０号）を作成する。 ＊参考 切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。

ウ　事務所費

内　容	政務活動のために必要な事務所及び附帯施設・設備の賃借料、維持管理等に要する経費
主　な 計上例	事務所及び附帯施設・設備の賃借料、維持管理費（清掃委託費・警備委託費・修繕費等）、光熱水費、保険料、駐車場代等
考え方・ 取扱い	①　事務所とは、政務活動の拠点として利用されている場所で、次の要件をいずれも備えていることとする。 ・事務所としての形態を有していること。 ・事務所としての機能(事務所スペース、応接スペース、備品等)を有していること。 ・事務所を賃借する場合は、議員個人が契約者となること。

【事務所形態による賃借料の計上基準】

	賃借料	維持管理費 光熱水費
自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする（第三者所有を除く）	×	○
自己所有又は３親等内の血族及び２親等内の姻族が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	×	○
自己の会社又は３親等内の血族及び２親等内の姻族が支配する会社を事務所とする。又はその会社が所有する土地を駐車場とする	×	○

第三者が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	○	○

※維持管理費＝清掃委託費・警備委託費・修繕費(小規模修繕）等
※３親等内の血族及び２親等内の姻族が支配する会社＝３親等内の血族及び２親等内の姻族が、その経営を支配している会社（実質的な経営者）
※自己所有又は３親等内の血族及び２親等内の姻族が所有する建物を事務所として使用する場合には、使用貸借契約書等を作成する必要がある。

② 会派又は議員が事務所を設置した場合は、事務所名、所在地、床面積、利用状況、按分割合等を記載した「事務所台帳」（参考様式第６号）を作成し、保管する。その他、事務所の見取図、内部及び外観の写真、賃貸借契約書等についても整理し、保管する。

③ 自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地や、自己所有又は３親等内の血族及び２親等内の姻族が所有する若しくはそれらの者が支配する会社の所有する建物や土地を事務所又は駐車場とする場合の賃借料については、原則として計上できない。ただし、それらの者以外からは調達できない場合においては、賃借料を計上することができるものとする。その場合には理由及び支払相手との関係を明記する書面を作成保管するものとする。

また、光熱水費、維持管理費等については、使用実態に応じ按分して政務活動費で計上することができる。

④ 事務所に付随する駐車場の賃借料については、政務活動を目的とするもの又は来客用であれば計上することができる。

⑤ 事務所の維持管理に必要な修繕に係る計上は、最小限かつ小規模なものに限る。

したがって、建物の改築等大規模な修繕は、私的な資産形成と見られるおそれがあるため、政務活動費で計上できない。

⑥ 事務所等の賃借契約に係る敷金は本来預け金的性格を有する一時金であり、不動産、特に家屋の賃貸借に際して賃料などの債務の担保にする目的で、賃借人が賃貸人に預けておく保証金である。賃貸借契約が終了する場合に賃借人に債務不履行がな

	ければ明け渡し時に返還される。 政務活動費は、原則交付を受けた年度内に精算することから、敷金を政務活動費で計上することは適切ではない。 なお、契約解除時に事務所の修繕が必要な場合、その費用は本人が相当な注意を怠らない限り政務活動費で計上することができる。 ⑦　事務所移転費用については、貸主都合（建物老朽化等）での移転等、合理的理由があるときに限り計上することができる。

２　請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回総額で言うと２，１９５万円以上、２，２００万円近く、４３人の議員について問題があった。

政務活動費の領収書がインターネットで公開されることになった。今までは浦和の市役所に平日昼間に行かないと見ることができなかった。

会派支給分に関しては何年か前にチェックをし、住民監査請求をして、今度、東京高裁に行くことになる。

一人一人の使用分に関しては、現実的に、物理的に見ることができなかったが、さいたま市議会がインターネットで公開するようになり、家でも見ることができるようになった。

そうしたところ、個人使用分に関しても、合計で２，２００万円近い問題点が見つかった。

第三者委員会を作り、そこが勧告をして、何年か前に使途運用指針を見直したばかりである。要するに議会の方から見直そうという声があって、第三者機関を作って、その第三者機関がこういう風にしたらどうかと提言をして、最終的には各会派の代表者会議、各会派が了承したうえで、確か平成２９年度に使途運用指針を見直したばかりである。

それにもかかわらず、勝手に知らないところで直されたのならともかく、自分たちで直しておいて、それを自分たちで守らなかった。

今回、４３人の中で非常に多かったのは、３つくらいのパターンである。

一つは広報広聴活動費で、印刷のチラシの部数をきちんと領収書に書いていなかった。

印刷代、ポスティング代に関して、何を刷ったのか、その印刷物の名称、部数をはっきり書いていなかった。これは使途運用指針ではきちんと盛り込まれている。

２０１７年に自民党の県議が、印刷代、ポスティング代の領収書を偽造して、１，２４０万円の政務活動費をだまし取ったという事件があった。この問題で同県議は議員を辞職し、全国ニュースになった。

そのような事件を受けて、はっきりと何をどれくらい刷ったのか、金額が適正なのか、はっきり証明できるように、領収書に発行部数や印刷部数、印刷したものの名称を明記するようにと決め、使途運用指針を見直した訳であるが、２０人くらいの議員がそれを守っていない。

もう一パターンで多かったのは、按分の問題、事務所の費用である。事務所は、当然、議員活動で使うこともあれば、政党活動、後援会活動、個人使用で使うこともある。議員活動以外で使うとなった場合は、按分上限を５０％と決めた訳である。

概ね、民主改革に関しては、この按分は５０％で大体守っていた。公明党は元々事務所がない人がほとんどである。しかし、自民党の人は、一部８５％の人もいるが、ほとんど１００％請求している。

その人たちが事務所を議員活動だけに使っているかというと、外から見てもはっきりしている。政党のポスターを貼っており、政党活動で使っている。後援会事務所の看板も立ててあり、後援会活動としても使っている。これは議員活動だけでなく、政党活動、後援会活動でも使用していることが一目瞭然であるが、１００％政務活動費で、家賃や事務経費や光熱費を出している。

自分たちで上限５０％と決めたにもかかわらず、自分たちでそれを守っておらず、本当におかしい。こういったものも非常に多くあった。

もう一つは、新聞代であり、民主党系の人は、家賃に関しては上限５０％を概ね守っているが、その事務所で取っている新聞代については、１００％政務活動費となっている。

事務所は政党活動でも使っているので、家賃を使途運用指針どおり５０％上限で按分しているのはいいが、事務所で取っている新聞代は全額政務活動費になっている。新聞代も５０％にすべきである。

新聞を自宅で取る場合は、１紙は政務活動費で支払ってはいけない。複数取っている場合、１紙は自費で、残りの２紙目以降は、政務活動費を使っていいとなっている。１紙くらいは誰の家であっても新聞を取っているであろうという前提で、そのように使途運用指針も決めている。

しかしながら、領収書を出した議員でそれを守っているのは、民主改革の議員の一人で、３紙新聞を取っているとしたら、３紙の領収書を出して、そのうち１紙は自費で払っており、残りの２紙を政務活動費で、はっきりと証明している。領収書は出したけれども１紙分は請求していない。

他の人は、３紙、４紙取っていたら全部請求している。自分で１紙を自費で購入している証明が全くない。一人だけはきちんとやっているので、今回監査請求をしていない。

自宅において政務活動費で新聞を取っている他の議員は、ほぼ全員、自費で取っている分を全く証明していない。自宅宛ての新聞代の領収書が全部政務活動費になっており、使途運用指針を守っていない。１紙は自費で購入するということを、きちんと守っていると証明するのであれば、自費で取っている新聞代の領収書も提出すべきである。

議員たちが自ら数年前に第三者委員会の勧告を受けて見直した使途運用指針を自分たちが守っていない。監査委員からも、守っていないのは駄目であり、お金を返すべきと勧告を出してもらいたい。それを正せないのではあれば、自宅においてインターネットで領収書をチェックできるので、来年再来年の毎年の恒例行事になる。ここで、きちんと監査委員から勧告を出してもらいたい。

一般的な感覚で言えば絶対にＮＧというようなことを認めているさいたま市自体もどうかと思うので、それも補足としたい。

監査請求なので法律的には罰せられないのかもしれないが、時代が時代なら打首になるような議員が偉そうな顔をして市のことについて語っているなということを補足として申し上げる。

政務活動費は業務委託ということで、公認会計士の方がご覧になっていると思う。年間約５００万円から６００万円で業務委託しており、年間１１０日程まで調査をするということになっている。使途運用指針に基づき処理されているか調査を行い、必要に応じて会派にヒアリングを実施するとなっている。きちんと内容を精査していないのではないか。こういう方がきちんとやってくれれば、このようなことにならなかったのではないか。

３　関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

政務活動費の概要について、平成１２年の法改正により制度化された政務調査費は、平成２５年３月１日に施行された法改正により、その名称を政務活動費に改められた。

政務調査費は、議会における会派等への調査研究費等の助成を制度化し、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することの重要性に鑑み、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めることとされており、さらに平成２５年３月の法改正により、政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例で定めること、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされている。

さいたま市においても、この法改正を受け、議員提出議案により従前の条例を全部改正し、現行の交付条例を制定し、併せて交付条例施行規則を制定し、交付条例の運用上必要となる様式を整備している。

交付額については、交付条例第４条第１項及び第５条第１項にあるように、会派支給分は月額３４万円又は月額１４万円の一方を選択、月額１４万円を選択した会派の議員及びいずれの会派へも属さない議員への議員支給分は月額２０万円となっている。

この政務活動費の支出については、交付条例第１０条には、市の事務及び地方行財政

に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならないとある。

交付条例第１１条第２項には、政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならないとある。

このように、政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は使途運用指針に準拠する必要がある。

しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものと考える。

さいたま市議会では、継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には全ての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂しているところである。

加えて、使途運用指針に適合しているか、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関を導入するほか、令和元年５月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に取り組んでいくよう努めていく。

使途運用指針は改訂を重ねているため、令和元年度支出分については、令和元年度改訂の使途運用指針に準拠する必要がある。

議会局及び調査機関では、領収書等の確認時に関係書類により、使途運用指針に基づき支出されていることを確認している。

交付条例第１６条第１項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第１２条第１項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第１２条第５項に規定される議長の調査権に基づき、対象議員に対して、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含め意見を述べる。

今回の意見陳述においては、定められた時間内において全ての案件を取り扱わなければならない事情等を鑑み、陳述における意見の詳細については、陳述「別紙資料」をもって代えさせてもらいたい。

監査監第１２２４号から第１２６６号まで、計４３件のさいたま市職員措置請求書が提出されているが、このうち、３件については、関係している３名の議員から計上していた政務活動費の一部を返納する予定であるとの申し出があった。

議会局及び調査機関では、領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、

議会局及び調査機関により、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認している。

調査結果からも、使途運用指針に基づき適正に処理をしていると判断できることから、請求人の使途運用指針に反しているとする主張には、いずれも根拠がなく、請求人が求める措置は必要ないと考える。

※本請求に係る陳述「別紙資料」の要旨は、次のとおりである。

監査監第１２６６号、Ｘ議員の事務費及び事務所費の支出に関してであるが、請求人が主張する「Ｘ議員は、令和元年度上期に「Ｘ事務所宛ての転送用携帯代」として計６，４８９円を事務費として、「事務所家賃」として計４０万円を事務所費として、また、令和元年度下期に「Ｘ事務所宛ての転送用携帯代」として計１万１，５０９円を事務費として、「事務所家賃」として計４８万円を事務所費として支払ったとする領収書を提出している。」という件については、Ｘ議員より「当該金額を事務費及び事務所費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「昨年、Ｘ議員の事務所前には「Ｘ後援会連絡所」と書かれた看板が立ててある。また、Ｘ議員の公式ホームページには「Ｘ　事務所（Ｘ　後援会）」と記載されており、事務所は後援会活動にも使用されていたことは明白である。したがって、Ｘ議員の事務費及び事務所費は、使途運用指針の「３運用の基本指針　⑶按分支出の原則」にある「全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要があります。（対外的に明確に説明できることが必要です。）」に違反する。」との主張について、Ｘ議員に確認したところ、「事務所がある建物の前に看板が立ててあることは事実である。なお、当該事務所は、同じ建物内において、政務活動費で計上している事務所のスペースと契約や会計も別となっている後援会事務所のスペースに分けられている。」との回答を受けていることに加えて、議会局や調査機関においても、事務所と後援会事務所が分けられ、各々で契約や会計をなされていることを確認している。

したがって、請求人の主張には理由がなくなるものと考える。

次に、Ｘ議員の資料購入費の支出に関してであるが、請求人が主張する「Ｘ議員は、令和元年度上期に「読売新聞と埼玉新聞の購読料」として計３万５，４１５円、令和元年度下期に「読売新聞と埼玉新聞の購読料」として計４万２，４９８円を支払ったとする領収書を資料購入費として提出している。」という件については、Ｘ議員より「当該金額を資料購入費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「使途運用指針の「５使途に関する指針　⑹資料購入費」に「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも１紙は購読していると考え、１紙分は自己負担とし、２紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数

は、必要最小限とする。③事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されている。Ｘ議員が提出した新聞購読料の領収書は全て配達先が塗り消されており、自宅で購読したものか、事務所用として購読したものか不明である。そして、新聞２紙を事務所で購読しているのであれば、先の指摘のとおり、按分率を５０％にすべきであり、自宅で購読しているのであれば、新聞２紙の購読料を全て政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反である。」との主張について、Ｘ議員に確認したところ、「提出時において領収書の塗り消しはしていない。事務局が塗り消したものである。なお、読売新聞、埼玉新聞共に、自宅で購読されたものであるが、２紙目からを政務活動費に計上している。」との回答を受けており、請求人の主張は理由がなくなるものと考える。

なお、領収書の塗り消し部分については、公表先としていない自宅住所が記載されていたことに起因するものと申し添える。

【事務局において、原本及び関係書類を改めて確認している。】

４　関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

３人の議員が一部のお金を返納するということで、その３人に関しては基本的に私たちの指摘を一部受け入れたということであり、それは非常に良いことだと思う。

４３人中３人が、私たちの指摘がもっともだということでお金を一部返すとなった。そういった意味からも、やはり使途運用指針から外れた使い方をしている。他の議員にも勧告してもらいたい。使途運用指針から外れているというのは、３人だけではないと思う。３人が返すとなったことは、私たちの指摘が全くのでたらめではないという証明である。

例えば、ある議員は、印刷代について領収書等貼付用紙に作成部数が記入されていないことは認めているが、それが分かるような資料、具体的には請求書等を保管しているとしている。領収書と請求書は全く違うものである。政務活動費は、領収書を添付することとなっているので、領収書の余白等に記入すべきである。

また、新聞購読料について、読売新聞のほかに別の新聞も購読しており、２紙目からを計上しているとあるが、１紙は何か領収書が提出されておらず、全く証明されていない。一人は、きちんと自費で払った領収書も添付している。

４３人の議員からの釈明が出たが、全く反論になっていない。

事務局において、原本及び関係書類を改めて確認しておりますとあるが、新聞関係について、自宅で購読している１紙目の領収書を確認しているという意味なのか、非常に疑問に思った。

５　関係職員の陳述に対する監査委員の質疑

陳述「別紙資料」において、各議員の最後に、事務局において原本及び関係書類は確認したとあるが、確認した日付、どこで確認したか、内容等の記録はあるのかとの質問に対し、次のとおり回答があった。

（参事兼総務課長回答）

記録は残っている。

６　法第１９９条第８項の規定による調査事項

法第１９９条第８項の規定により、次のとおり関係職員に対して調査を実施した。

なお、令和２年１２月１６日付けで受け付け、令和２年１２月２３日付けで受理を決定した監査監第１２２４号から１２６６号までの同一請求人からの政務活動費に係る住民監査請求について、一括した内容となっているものも含む。

⑴　陳述「別紙資料」において、「事務局において、原本及び関係書類を改めて確認している。」とされていることについて、「確認」は、いつ、誰に、どこで、どのようにされたのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

（回答）

議員への聴取、原本及び関係書類の確認を行った日付は、令和３年１月４日から８日までの間、担当した事務局職員については、１名又は２名である。

議員への聴取、原本及び関係書類の確認は会派控室で実施した（ただし、議員への聴取は登庁する機会を設けることができなかったため、やむを得ず、電話での聴取となったものを含む。）。

なお、原本及び関係書類の確認方法については、議員が保管している領収書や支出を証する書類をはじめ、その支出の内容を証するものとして別紙として保管されている請求書や納品書等、内容が分かるものの、いずれも原本を事務局職員が目視、突合の方法により実施した。

⑵　政務活動費で計上された新聞で、陳述「別紙資料」において、「自宅で購読されたもの」としているものについては、「自宅を事務所としている場合の新聞購読料（自宅兼事務所で購読されたもの）」という解釈でよいかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

（回答）

お見込みのとおりである。

⑶　新聞について、自宅で購読している１紙目を議会局は確認しているか。どこの販売所の何新聞か把握しているかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

（回答）

今回、監査対象となっている議員に対して、自宅で購読している新聞について、２紙目からを政務活動費に充てているか、改めて確認を行ったところである。なお、１

紙目の購読内容について資料等の提出は求めていない。

第５　監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和元年度にＸ議員に交付した政務活動費のうち、事務費及び事務所費として計上された４４万９，０００円並びに資料購入費として計上された７万７，９１３円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、５２万６，９１３円をさいたま市に返還するよう、市長はＸ議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

事務費及び事務所費について、昨年（２０１９年）、Ｘ議員の事務所前には「Ｘ後援会連絡所」と書かれた看板が立ててあり、また、Ｘ議員の公式ホームページには「Ｘ 事務所（Ｘ 後援会）」と記載されており、事務所は後援会活動にも使用されていたことは明白であるとし、使途運用指針「３運用の基本指針　⑶按分支出の原則」の「全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要があります。（対外的に明確に説明できることが必要です。）」との規定に違反していることから、２分の１を上限として按分すべきであると主張している。

資料購入費については、Ｘ議員が提出した新聞購読料の領収書は、全て配達先住所が塗り消され、自宅で購読したものか事務所用として購読したものかが不明であり、新聞２紙を事務所で購読しているのであれば、事務費及び事務所費と同様に按分率５０％にすべきであるとし、また、自宅で購読しているのであれば、新聞２紙の購読料を全て政務活動費から支出していることは、使途運用指針「５使途に関する指針　⑹資料購入費」の「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも１紙は購読していると考え、１紙分は自己負担とし、２紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」との規定に違反すると主張している。

政務活動費については、法第１００条第１４項、第１５項及び第１６項に規定されており、同条第１４項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、

使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

本請求の監査対象とした、令和元年度にＸ議員に交付された政務活動費のうち、事務費及び事務所費として計上された４４万９，０００円並びに資料購入費として計上された７万７，９１３円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長がＸ議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを判断するに当たり、本件支出が使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

まず、事務費及び事務所費について、昨年（２０１９年）、Ｘ議員の事務所前には「Ｘ後援会連絡所」と書かれた看板が立ててあり、また、Ｘ議員の公式ホームページには「Ｘ事務所（Ｘ 後援会）」と記載されており、事務所は後援会活動にも使用されていたことは明白であるとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第１２条第５項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、Ｘ議員から「事務所がある建物の前に看板が立ててあることは事実である。なお、当該事務所は、同じ建物内において、政務活動費で計上している事務所のスペースと契約や会計も別となっている後援会事務所のスペースに分けられている。」との回答を得ており、また、議会局や調査機関においても、事務所と後援会事務所が分けられ、各々で契約や会計をなされていることを確認し、さらに、事務局において、本件支出に係る原本及び関係書類を改めて確認しているとしている。

使途運用指針「３運用の基本指針　⑶按分支出の原則」において、「全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要があります。（対外的に明確に説明できることが必要です。）」と規定されている。

本件については、当該事務所は同じ建物内において、政務活動のために必要な事務所のスペースと、後援会事務所のスペースが分けられ、各々で契約や会計がなされていると認められることから、本件支出は政務活動のために必要な事務所に係るもののみであり、按分を必要としないと解する。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

次に、資料購入費について、Ｘ議員が提出した新聞購読料の領収書は、全て配達先住所が塗り消され、自宅で購読したものか事務所用として購読したものかが不明であるとの請求人の主張に対し、関係職員は、領収書の塗り消し部分については、公表先としていない自宅住所が記載されていたことから議会局にて塗り消したものであるとしている。

領収書の塗り消し部分については、事務局が領収書を公開する際に公表先としていない自宅住所を塗り消したものであり、使途運用指針に違反するものではないと解する。

次に、新聞２紙を事務所で購読しているのであれば、事務費及び事務所費と同様に按分率５０％にすべきであり、また、自宅で購読しているのであれば、新聞２紙の購読料を全て政務活動費から支出していることは、使途運用指針に違反するとの請求人の主張に対しては、関係職員は、交付条例第１２条第５項に規定される議長の調査権に基づく調査結果と

して、Ｘ議員から「読売新聞、埼玉新聞共に、自宅で購読されたものであるが、２紙目からを政務活動費に計上している。」との回答を得ており、これは自宅を事務所としている場合の新聞購読料であるとしている。また、事務局において、本件支出に係る原本及び関係書類を改めて確認しているとしている。

使途運用指針「５使途に関する指針　⑹資料購入費」において、「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも１紙は購読していると考え、１紙分は自己負担とし、２紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されており、本件支出について、Ｘ議員は、自宅を事務所とする場合の２紙目から政務活動費を充てていることが認められる。

なお、請求人は、１紙分は自己負担しているということを証明するため、自己負担している新聞購読料の領収書を提出すべきであると主張しているが、使途運用指針上、その提出を義務付ける規定はないことが認められる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

第６　結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和元年度にＸ議員に交付された政務活動費のうち、事務費及び事務所費として計上された４４万９，０００円並びに資料購入費として計上された７万７，９１３円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がＸ議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

なお、この監査結果を踏まえ、監査委員としての意見を以下に述べる。

（意見）

政務活動費は、市民等の貴重な税金によって賄われている。ゆえに、政務活動費は、使途の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすことが求められる。

本市議会においても、使途運用指針の策定をはじめ、第三者調査機関の導入のほか、収支報告書及び領収書等のインターネットでの公開等、政務活動費の使途について透明性の確保に努めているものと理解できる。

しかしながら、政務活動費の使途が使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれる余地があり、事実として住民監査請求に至った事例が多数あることから、今後においては、市民に対する説明責任を十分果たすことができる、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである。